

令和6年度プロフェッショナル人材確保事業費補助金募集要項

令和6年度プロフェッショナル人材確保事業費補助金について、交付を希望される場合は、下記により申請ください。

1 目的

県は、都市部から県内への人材の還流を促し県内企業の経営強化等を目的とした人材確保を図るため、県外事業所に勤務するプロフェッショナル人材を県内事業所に受け入れる取組を行う中小企業等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付します。

2 補助対象者

県内に主たる事業所を有し、常時使用する従業員の数が1,000人未満である会社、個人事業主、組合等。ただし、以下に該当する場合は対象外とします。

- (1) 各種助成金等の不正受給の履歴がある場合
- (2) 静岡県税等法令等で義務付けられている諸税の滞納がある場合
- (3) 労働関係法令違反の履歴（過去3年間）がある場合
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している場合

3 補助の対象となる事業：プロフェッショナル人材確保事業

静岡県プロフェッショナル人材戦略拠点と拠点に登録している人材紹介会社の連携による仲介によって、県外事業所に勤務するプロフェッショナル人材を県内事業所に正社員として受け入れる取組

※ 1社当たりプロフェッショナル人材1人/年度。

ただし、過去のUIJターン促進事業費補助金又はプロフェッショナル人材確保事業費補助金の交付を5回以上受けた場合は申請出来ません。

プロフェッショナル人材

受け入れ先の会社等が必要とする専門分野に関する知識及び関連する職業経験（原則10年以上）を有する県外事業所に勤務する者であって、経営の強化につながるような活躍が期待できる者として当該中小企業等が受け入れようとするもの。別表に例示。

4 補助対象経費及び補助率

補助対象経費 (上記3の事業に要する経費のうち以下に掲げるもの)		補助率（額）
経費区分	内容	
役員費	静岡県プロフェッショナル人材戦略拠点に登録のある人材紹介会社に支払う人材紹介に係る手数料	左に掲げる経費の2分の1以内とし、プロフェッショナル人材1人当たり120万円を限度とします。

※補助金交付後に、プロフェッショナル人材が退職した等の理由により、人材紹介会社より手数料の返還を受けた場合は、補助金の一部を返還していただきます。

5 交付申請書の提出について

(1) 提出書類（各1部）

- ア 交付申請書（プロフェッショナル人材確保事業費補助金交付要綱 様式第1号）
- イ 事業計画書（ 〃 様式第2号）
- ウ 収支予算書（ 〃 様式第3号）
- エ プロフェッショナル人材の履歴書及び職務経歴書等これまでの職業経験の内容が確認できるものの写し
- オ 誓約書（別紙様式）

カ 定款又は個人事業の開業届出書の写し

キ その他知事が必要と認める書類

* 補助金振込み先口座が県に登録されていない場合又は登録済みの口座を変更する場合は、ア～キに加えて、次のクの書類を提出してください。

ク 口座登録申出書（「口座振替による支払及びファックスによる口座振替通知登録申出書」）

(2) 提出期限

雇い入れ開始日の2週間前（必着）

ただし、令和7年2月28日までに事業完了（人材紹介手数料の支払）ができる場合に限り
ます。（*予算等の状況により期限前に締め切ることがあります。）

(3) 提出方法

下記提出先まで持参又は郵便若しくは電子メールで送付してください。

なお、持参の場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までの時間とし、郵送の場合
は、記録が残る方法（書留等）で行ってください。

6 補助事業者の採択について

県は、対象事業者要件、事業計画の妥当性及び経費積算の適切性等の観点から審査を行い、
補助事業者を採択し、交付決定をします。

7 補助金の申請から支払いまでのスケジュール

交付申請の提出 (募集期間)	雇い入れ開始日の2週間前までに提出してください。 ただし、令和7年2月28日までに事業完了（人材紹介手数料の支払） ができる場合に限り ます。 *予算等の状況により、期限前に締め切ることがあります。
交付決定通知	交付申請書類提出日からおおむね2週間後
事業実施期間	令和7年2月28日まで
実績報告書の提出	事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和7年2月28日 のいずれか早い日まで
交付確定通知	実績報告書提出日からおおむね2週間後
請求書提出	交付確定通知書が到着した日から起算して10日を経過した日又は令 和7年3月15日のいずれか早い日まで
補助金の支払い	請求書受領日からおおむね30日後
雇用状況報告書の 提出	プロフェッショナル人材が就業を開始した日から6か月経過する日か ら起算して15日を経過した日まで

【申請書類の提出先及び問い合わせ先】

名 称：静岡県経済産業部就業支援局労働雇用政策課

所在地：〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6（県庁東館7階）

電話番号：054-221-2825

メール：roudou-koyou@pref.shizuoka.lg.jp

別表 プロフェッショナル人材例示

区 分	内 容
経営人材 経営サポート人材	将来の経営幹部候補や経営者を支える右腕として企業マネジメントに携わる人材 例：企業経営や大手企業での事業部管理等のマネジメント経験者 等
販路開拓人材	新規事業や海外現地事業の立ち上げ等、企業にとって新たな販路を開拓し、売上増等の効果を生み出す人材 例：商社等での営業や新規事業の立ち上げ経験者、海外事業企画等のグローバルビジネスの経験者 等
事業再生人材	企業価値の向上に向けて、企業が抱える課題を解決（財務再構築、事業再編等）し、事業再生を推進する人材 例：金融機関での事業再生経験者 等
生産性向上人材	開発や生産等の現場で新たな価値（改善による生産性向上、新たな製品開発に取り組む等）を生み出すことの出来る人材 例：大手企業の工場長等の経験者、技術者として開発リーダー等の経験者、DXにより生産性を向上させることができるデジタル人材 等